

# 学校いじめ防止基本方針

箕面市立東小学校

## I いじめ防止基本方針について

平成25年に「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」が国により施行され、平成26年3月に箕面市により「箕面市いじめ防止基本方針」が制定された。その後の市内におけるいじめ重大事態の発生に係る「箕面市いじめ等調整委員会」や「箕面市いじめ重大事態第三者委員会」からの提言を受けて、令和3年11月に3回目の改定がおこなわれた。そのことに伴い、東小学校でも令和4年1月に「学校いじめ防止基本方針」を改定した。

## II いじめに関する基本的な考え方

東小学校では、国等の基本方針、箕面市いじめ防止基本方針を踏まえて、いじめの防止等の取組みに関する基本的な方向、取組みの内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定め、東小学校のホームページで公開する。

いじめは、子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に悪影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめへの取組みにあたっては、学校・家庭・地域の連携を図るとともに、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に未然防止、早期発見、早期対応をこころがけ、「いじめを許さない環境づくり」を達成できるように、日々の教育活動の実践に努める。

### I いじめの定義について

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な苦痛を与える行為であり、インターネットを通じて行われる同様の行為も含まれる。また、障害特性を有する児童や自身の思いを表現することが苦手な児童がいることを踏まえ、被害児童の認識にかかわらず、すべての児童の尊厳を損なう行為は「いじめ」と認識し、いじめ防止対策推進法に沿った対応を行うこととする。

具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

次の点をいじめに対する基本的な認識とし、取り組むものとする。

- ・いじめは、どの子にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ・いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方をしてはならない。
- ・いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ・いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ・いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 2 いじめの解消の判断について

いじめが「解消している」状態とは少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### ○いじめに係る行為が止んでいること

いじめに係る行為が相当の期間、少なくとも3ヶ月おこなわれていないと確認される場合、「いじめに係る行為が止んでいる」と判断することとする。ただし、「いじめ対策推進委員会」により、さらに長期間の見守りが必要であると判断される場合は、より長期間の見守りを行うこととする。

### ○被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童との面談や保護者連絡等を通じて、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

## Ⅲ いじめの防止等のために学校が実施すること

### ●校内に「いじめ対策委員会」を常設すること

他の生活指導案件と切り離し、いじめを専門に扱う委員会を常設する。この委員会では、いじめ事案発生後の対応のみならず、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解決、いじめ事案の有無、解消に向けて取り組んでいる事案の進捗状況等について確認すること

とする。

【組織メンバー】

校長、教頭、生徒指導主事、支援コーディネーター（低学年・中学年・高学年）、  
養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー  
★いじめ事案発生時は、該当児童のクラス担任や支援担任等も入る。

●東小の「学校いじめ防止基本方針」の周知

年度はじめに、学校だより等で、東小学校の学校いじめ防止基本方針を説明する。その中で、学校の責任とともに保護者の方にも主体的に見守っていただきたいこと、学校と保護者でいじめ防止に取り組むことの大切さを理解いただく。また、学校協議会等においても、学校いじめ防止基本方針を説明し、地域の諸団体の皆様の理解を仰ぐ。

●教職員が「いじめが起こらない学級づくり・学年づくり・学校づくり」に取り組むこと

①児童や学級をみわたることについて

- ・生徒指導主事と低学年・中学年・高学年のブロックごとの支援コーディネーターが中心となり、学級集団や児童の変化に関する情報収集に努める。
- ・生徒指導主事と低学年・中学年・高学年のブロックごとの支援コーディネーターが中心となり、教職員どうしが良いことも悪いことも率直に出し合い、課題の解決策を共に考えることができる教職員の関係づくりに努める。
- ・問題発生時の情報収集については、当該児童どうしだけでなく、必要に応じて他からも情報を集め、状況を正確に判断できるように努める。児童からの聞き取りは、必ず複数の教員で行い、独断的にならないようにする。そのうえで、課題のみたてにあたっては、支援担任、通級指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等からも広く見地をもとめ、さまざまな可能性を含めて考えられるようにする。

②相談窓口の周知について

- ・相談窓口のことについて、学校だよりで保護者に知らせる。具体的には、「クラス担任や支援担任、コーディネーター（通級指導、生徒指導主事、支援統括、養護教諭）、管理職」。
- ・より専門性の高い人材との連携がよりよい解決につながると判断されるときは、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、青少年指導センター、児童生徒指導室相談員等の窓口につなぐことも積極的に行う。
- ・特にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置日や予約方法について、毎月の学校だよりに掲載をする。

③めざす子どもの像「ひがしっこ」

- ・ひとりひとりを たいせつにする      ・がまんづよく やりとげる
- ・しっばいをおそれず のりこえる      ・こころゆたかな ひがしっこ

恫喝、暴言、暴力、差別、そういったことを憎み、いじめを許さない「ひがしっこ」の育成を目指す。また、コミュニケーション力をはぐくみ、自分が伝えたいことを言葉で伝え

られる力、同時に、一方的に自分の主張を述べるのではなく、相手の話に耳を傾けることができる姿勢をはぐくむ。

#### ④めざす子ども像を実現するための集団づくり

- ・教師自身がどの児童のことも大切にする姿勢を、日々の中で言葉や指導で伝える。
- ・日々の教室でのやりとりのなかで、「互いに認め合い、支えあい、助け合う集団」について価値づけを行う。
- ・道徳や人権学習の中で、児童自身に考えさせることを大切に、どの児童の発言もしっかりと聞くこと、を大切にする。他の児童の考え方を聞いて気付きを持てる機会を設ける。道徳性を持ってよりよく生きることへの価値づけを行う。
- ・年間を通じて異学年交流の取組みを行い、思いやり、あこがれ、自己有用感などをはぐくめるようにする。

例) 5年が1年と一緒に掃除をしながら、掃除の仕方をやさしく教える

2年が「おもちゃまつり」を計画し、1年生を招待する

5年が2年の九九を覚えるお手伝いをする

- ・児童会活動やクラスの係活動、運動会、音楽会、宿泊学習等の取組みの中で、児童一人ひとりが自分の力を発揮し、認めあえるような体験を多く持てることで、児童が集団の中での居心地の良さを感じられるように努める。
- ・畑づくりや地域探検、地域行事への参加などを通じて、自然・いのちを大切に思う気持ち、地域の方とのふれあい、地域を誇りに思う気持ちなどをはぐくめるようにする。
- ・学年だよりや学級だより等を通じて、道徳や国語等の授業での児童の考えや、行事の感想などを保護者と共有し、学年の活動や様子を少しでも知っていただけるようにする。また、PTA運営委員会や学校協議会においても、保護者や地域の方に、学校の様子を知っていただけるようにする。その際、個人情報の守秘には十分に留意する。

#### ●いじめの早期発見・早期解決のために

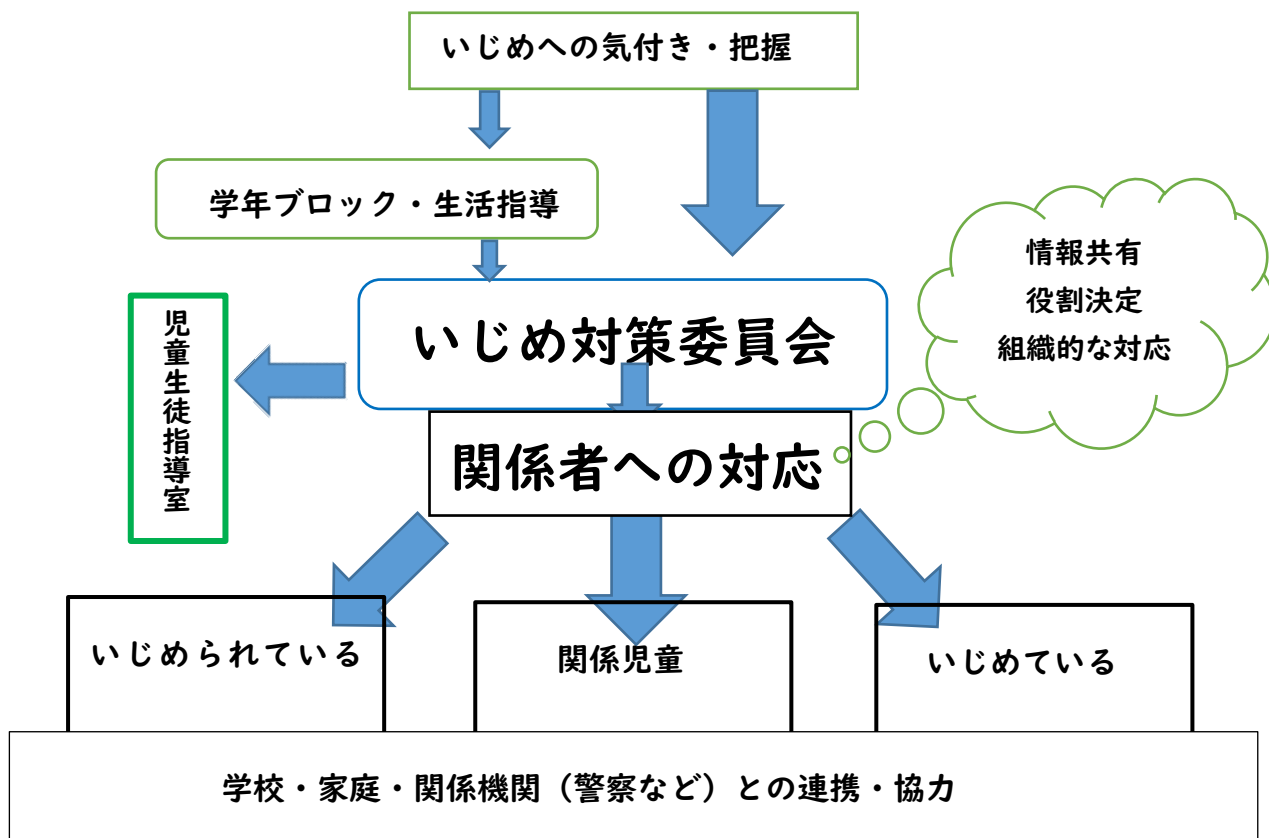
- ・教職員がいじめを早期に察知するために、児童の状況で違和感を感じたことは職員室で気軽に出し合えるような教職員間の聞きあう姿勢をはぐくむことを全教職員が努める。
- ・各学期はじめに、学校だよりで、相談窓口（基本は学級担任だが、他の教職員でも受ける）等を明示する。箕面市や大阪府の相談窓口についても、周知に努める。
- ・いじめの疑いがある事案が発覚したときには、校長が臨時のいじめ対策推進委員会を速やかに招集し、その時点で把握している情報の突合せとともに、聞き取る内容や聞き取る順番、役割分担等について協議を行い、出された方針のもと組織的に解決を図れるようにする。
- ・まずは、つらい思いをしている児童が少しでも安心できるような緊急措置を行う。
- ・ゼロ報をはじめ随時、速やかに箕面市教育委員会に報告をあげ、指導を仰ぐ。
- ・学校として発覚から解決に至るまで、事実経過の記録を残す。
- ・i-Check での関連項目の回答から、気になる児童の状況把握に努める。

- ・解決に至るまでに、被害児童の安心・安全を確保できるように十分に配慮する。  
その対応については、事前に保護者と十分に相談をする。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの助言を仰ぐ。
- ・いじめは再発しうるものという前提にたって、組織的に児童の丁寧な見守りに努めるとともに、次の学年への進級や校区中学校への進学の際には、いじめ事案内容について確実に引き継げるようにする。

## ● ネット上のいじめへの対応

- ・ 予防のための対策として、教職員、保護者、児童が、毎年の学習を積み重ねる。スマートフォンやパソコンやタブレットを使えるようになることの必要性と、使用を開始した時から使い方のルール決めが必要であること、家庭での使用については保護者の管理が欠かせないことを、共通理解できるようにする。また、ネットトラブルかもしれないとわかった時点から記録をきちんと残すことを、学校から伝える。
- ・ いじめの疑いがある事案が発覚したときには、他と同様に、校長が臨時のいじめ対策推進委員会を速やかに招集し、組織的に解決を図る。校長、教頭、生徒指導主事、各ブロックの支援コーディネーターが中心となり、養護教諭、該当児童の学年のクラス担任・支援担任も入って、事案の解決を図る。
  - ① まずは、つらい思いをしている児童が少しでも安心できるような緊急措置を行う
  - ② 児童等からの聞き取り作業を行い、より正確な事実の把握に努める。聞き取りは必ず複数名で行うことで、教員一人の独断で判断することがないようにする。また、聞き取りに際しては、児童の負担や特性を考慮しながら行い、聞き取りの内容は記録として残していく。
  - ③ 事象の発覚からの日々の記録を、生徒指導主事が中心になってとりまとめる。
  - ④ いじめ対策推進委員会で対応方針を決めて、事態の解決を図る。
  - ⑤ 二次被害や再発防止のための方針をたて、学校全体の指導にいかせるようにする。
- ・ 解決が困難な場合は、教育委員会だけでなく、関係機関（警察、子ども家庭センター、医療機関等）からの適切な支援を要請することも躊躇しない。解決への道筋を円滑にするためにも平素からの情報共有等、関係機関との連携に努めるようにする。
- ・ 保護者、児童、教職員の意識の啓発のために、年に1回はネットトラブルにあわないための学習会を校内で開催する。

## ●いじめ発覚時の対応図



☆聴き取りの記録、記録としての写真・映像、会議の資料など、日付・記録者名を含めて、10年間保存します。ネットに関するものは画面を写真で残します。

## ●いじめ予防のための教職員研修について

・全ての教職員が、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施し、いじめについて共通理解を図る。

例①：教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修

例②：スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修

## IV 重大事態について

いじめにより生命又は身体のおびやかされるような重大な事案を「重大事態」と位置付ける。具体的には、次のような例が考えられ、取り返しがつかないことも多く含まれている。

- ・いじめにより、児童が自殺を企図した場合
- ・いじめにより、児童が身体に重大な傷害を負った場合
- ・いじめにより、金品等に重大な被害を被った場合
- ・いじめにより、精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめにより、転学等を余儀なくされた場合
- ・いじめにより、年間30日以上、学校を欠席することを余儀なくされている場合  
ただし、30日に達していなくても、状況により、箕面市教育委員会や学校が重大事態と判断することもある。

重大事態となった場合は、校内だけでなく、「箕面市いじめ等調整委員会」や「箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会」に諮問する可能性がある。

### 調査を要する重大事態の例

#### a 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめにより転学等を余儀なくされた場合

#### b 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

※不登校の定義(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から)

「『不登校』とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある(ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く)ことをいう。」

#### c その他の場合

- ・児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合